

一、解雇及退職手當

一項会社の都合に依り退職せしむる場合は左の通り手當を支給せられたる事  
 勤続一ヶ年以下の者には日給の三ヶ月、勤続職滿一ヶ年を越ゆる期間滿一ヶ月に付日給三日分を増加、勤続滿五ヶ年を越ゆる期間滿一ヶ月に付日給四日分を増額、勤続滿十ヶ年を越ゆる期間滿一ヶ月に付日給五日分を増額二項自己の都合に依る退職の場合には第一項の中額病氣の爲不得止者と認め退職せしむる者にして勤続滿六ヶ月以上の者は第一項の金額  
 一、解雇の場合は旅費として妻帯者には金三十圓獨身者には金二十圓を支給されたし  
 二、右嘆願條項に對する回答期日は大正十年七月八日正午迄とす以上

## 十一、組合確認運動の運命

神戸労働争議の各部罷工者が未だ組織されざる労働者多数を占めしに不拘、友愛會の指揮と統制を受けしもの蓋し其山來するところなかるべからず。即ち争議勃發に先だつ六月初旬に於ける友愛會系の労働者は如何に之を見るも三千を超えず。而も川崎造船所内に於ける會員の如き微々たるものなりしに不拘、同所一萬數千の會員が友愛會系に指揮されしの際興味ある問題たるを失はず、是を形の上より見る時、即ち「團體確認運動」あり。内在的に「神戸の賀川豊彦」氏あり。團體確認運動は久留弘三氏の主唱に賀川豊彦氏が賛したるを導引とすれど其動機は大阪の争議にあり。大阪の争議（藤永田造船所の場合）に於て労働者の要求せる團體交渉權が渦中に協調會の介在するに及びて労働團體を公認する工場委員會の形式（後に掲ぐ）を以て交渉さるゝに到るや、賀川氏等は労働團體の發達上工場委員會を要求して實施せしむるを戦術上有利なりとし「一面此策に出づると共に（労働組合）横斷組合の承認を物情騒然たるの時機に於て得るところあらんとせり。然れどもその得るところあらんとする慾求の度合は、罷工を堵してまでもと云ふ堅き決心の上に立てるにあらずして平素に稱ふるところを稱へしに外ならず。友愛會關西労働同盟會に於ける神戸派最高幹部たる賀川、久留兩氏及須々木順一（關西労働同盟會々長）野倉萬治（神戸聯合會會長）兩氏等は大阪争議の餘波を直に神戸に招來するの決心を有せしとは何れの點よりしても見るを得ざりしが、偶労働運動の常徑として起されたる團體交渉權運動が、其拒絶に際會するや、横斷組合の自由を認むる川崎、三菱各部と其點の要求を等しうしたると賀川氏の地位とが、其組合確認運動をして罷工團の中央本部たらしむるに到れり

六月二十九日夜八時神戸塚本通六丁目友愛會神戸聯合會本部樓上に、友愛會神戸聯合會（直屬會員を代表す）神戸鐵工組合、印刷工組合、東神鐵工組合、造船労働組合、鐵道工組合、電氣工組合電正會の各幹部集合、神戸労働組合聯合團を組織したり。労働組合聯合團と友愛會との關係は、電正會が友誼團體（極めて深縁なる）關係なるの外他の各組合は何れも東京なる日本労働總同盟友愛會に屬するも、神戸印刷工組合が會費の都合上神戸聯合會（友愛會本部の支店格）に屬せずして東京本部に直屬する關係にありしたため、神戸聯合會の集會と爲さず、對外的にも有力なる労働組合聯合團の名を稱せるにて、其實質は殆ど友愛會系と云ひ得ること既述の如し。